



茨城県報

第 1 4 5 0 号

平成15年 3月20日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県立医療大学大学院学則の一部を改正する規則 (厚生指導課) 2

告 示

指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) 2

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) 2

漁業災害補償法による水域並びに区域及び区分の一部改正 (漁政課) 3

特定漁業者の共済契約の締結の申込みの同意成立の届出 (5件) (漁政課) 4

定款変更の認可 (2件) (農村計画課) 5

道路の区域の変更 (道路維持課) 5

道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) 6

事業計画の変更の認可 (公園街路課) 6

土地改良事業の認可 (土地改良事務所) 7

土地改良事業に対する同意 (土地改良事務所) 7

土地改良法に基づく換地処分 (5件) (土地改良事務所) 7

土地改良事業の工事の完了 (土地改良事務所) 8

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) 8

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) 9

家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課) 9

基本測量の終了 (用地課) 10

都市公園の区域の変更 (公園街路課) 10

開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課) 12

道路の位置の指定 (建築指導課) 12

正 誤

平成15年 3月 6日付け茨城県報第1446号中..... 13

規 則

茨城県規則第 3 号

茨城県立医療大学大学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立医療大学大学院学則の一部を改正する規則

茨城県立医療大学大学院学則（平成12年茨城県規則第201号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（学期）

第 9 条 学年を次の 2 学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

第10条第 1 項第 4 号中「3月1日から4月7日まで」を「3月21日から4月4日まで」に改め、同項第 5 号中「7月1日から8月31日まで」を「8月1日から9月20日まで」に改め、同項第 6 号を削り、同項第 7 号中「12月26日」を「12月24日」に改め、同号を同項第 6 号とする。

付 則

この規則は、平成15年 4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第381号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条第 1 項の規定により告示する。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 居宅介護 支援事業所かなさ	有限会社 居宅介護支援事業所か なさ	久慈郡金砂郷町上利員721	居宅介護支 援	平成15年 2月1日

茨城県告示第382号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 1 中「0.4%」を「0.45%」に改める。

別表 2 中「0.2%」を「0.1%」に、「1.2%」を「1.1%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公付の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成15年 2月20日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日以前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。



茨城県告示第383号

昭和49年11月 1日茨城県告示第970号（漁業災害補償法に基づく加入区（区域及び区分）の設定について）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規約は、その共済責任期間の開始日が平成15年 3月20日以後の日である共済契約について適用し、その共済期間の開始日が平成15年 3月20日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 法104条第 2 号に掲げる漁業の表中

「

加入区の名 称	区 域	区 分
小型平潟加入区	平潟漁業協同組合の地区	法104条第 2 号に掲げる漁業
小型大津加入区	大津漁業協同組合の地区	〃
小型会瀬加入区	会瀬漁業協同組合の地区	〃

を

」

「

加入区の名 称	区 域	区 分
北茨城加入区	北茨城区域 〔平潟漁業協同組合の地区〕 〔大津漁業協同組合の地区〕 〔会瀬漁業協同組合の地区〕	漁業法（昭和24年法律第267号）第 6 条第 3 項に規定する定置漁業のほか網漁具を定置して営む漁業、総トン数が 5 トン以上20トン未満の漁船による底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により棒受網を使用して営む漁業 漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業 総トン数10トン以上の漁船によりいか釣を行う漁業 漁船の合計トン数が100トン以上の漁船によりまき網を使用して営む漁業 平潟漁業協同組合に所属して行う小型漁船漁業 大津漁業協同組合に所属して行う小型漁船漁業

に

		会瀬漁業協同組合に所属して行う小型漁船 漁業
--	--	---------------------------

改める。

2 法104条第3号に掲げる漁業の表中北茨城加入区を削る。

茨城県告示第384号

北茨城加入区に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届出があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成15年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人

北茨城市平潟町17	鈴木 長 一
北茨城市大津町782	渡 辺 栄 次

茨城県告示第385号

北茨城加入区に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届出があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成15年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人

北茨城市大津町384	丸徳漁業(株)
北茨城市大津町121 - 63	丸成漁業(株)

茨城県告示第386号

北茨城加入区に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届出があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成15年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人

北茨城市平潟町140 - 3	茨城遠洋トロール(株)
北茨城市平潟町17	一幡漁業(有)

茨城県告示第387号

北茨城加入区に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届出があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人

北茨城市平潟町1718 鈴 木 富士夫
北茨城市関本町関本中1564 - 135 鈴 木 忠

茨城県告示第388号

北茨城加入区に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届出があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の 2 第 2 項に規定する要件に適合しているため、同条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人

北茨城市大津町1284 - 1 小 松 信 男
北茨城市大津町73 小 嶋 晶 一

茨城県告示第389号

平成15年 2月26日付けで、新利根川土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成15年 3月13日認可した。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第390号

平成15年 2月19日付けで、長戸北部土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成15年 3月13日認可した。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成15年 3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 野田牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡伊奈町大字小張字上宿2655番 1 地先から 筑波郡伊奈町大字板橋字東街道2046番 2 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 14.0 最小 5.2	メートル 1,170	
筑波郡伊奈町大字小張字上宿2655番 1 地先から 筑波郡伊奈町大字板橋字東街道2046番 2 地先まで	(A)	最大 14.0 最小 5.2	1,170	
筑波郡谷和原村大字東榎戸字東榎戸 2208番地先から 筑波郡伊奈町大字板橋字東街道2046番 2 地先まで	新 (B)	最大 72.0 最小 30.0	2,373	バイパス新設

茨城県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 那珂湊大洗線
- 2 供用開始の区間 ひたちなか市西十三奉行11604番1から
ひたちなか市田宮原4038番18まで
- 3 供用開始の期日 平成15年3月26日

茨城県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年3月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 水海道市内守谷町きぬの里1丁目14-1地先から
水海道市内守谷町きぬの里1丁目14-2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月15日

茨城県告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成15年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
土浦市

2 都市計画事業の種類及び名所

土浦・阿見都市計画公園事業

5・6・002号

霞ヶ浦総合公園

3 事業施行期間

昭和47年 8 月31日から

平成22年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第395号

平成14年11月14日付けで西総土地改良区から認可申請のあった若林地区土地改良事業（農業基盤整備事業・かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成15年 3 月 3 日認可した。

平成15年 3 月20日

茨城県境土地改良事務所長 海 老 原 修

茨城県告示第396号

平成14年10月30日付けで龍ヶ崎市から協議のあった長戸地区土地改良事業計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 3 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成15年 3 月 7 日同意した。

平成15年 3 月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

茨城県告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営土地改良事業大里地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成15年 3 月20日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 庄 司 昭 也

茨城県告示第398号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営土地改良事業木皿川流域地区（第 6 換地区）に係る換地処分をした。

平成15年 3 月20日

茨城県高萩土地改良事務所長 村 田 忠

茨城県告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営土地改良事業木皿川流域地区（第 8 換地

区)に係る換地処分をした。

平成15年 3月20日

茨城県高萩土地改良事務所長 村 田 忠

茨城県告示第400号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業木皿川流域地区(第9換地区)に係る換地処分をした。

平成15年 3月20日

茨城県高萩土地改良事務所長 村 田 忠

茨城県告示第401号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業木皿川流域地区(第10-1換地区)に係る換地処分をした。

平成15年 3月20日

茨城県高萩土地改良事務所長 村 田 忠

茨城県告示第402号

昭和41年8月26日付け耕二指令第271号をもって認可のあった笠原地区土地改良事業については、昭和42年3月31日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年 3月20日

茨城県水戸土地改良事務所長 飯 田 豊

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年5月6日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年 3月 5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城県NPO郷の会

3 代表者の氏名

中 村 恵 輔

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市笠原町1063番地11

5 定款に記載された目的

この法人は、人々の支えあいと自立支援を合言葉に、水戸市及び近隣において、日常生活や社会生活において不自由に抱えている障害者や高齢者への福祉サービス活動を行うことを通して、健康で安心して暮していける地域づくりを目指し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成15年5月12日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 定款変更認証申請のあった年月日

平成15年3月10日

## 2 定款変更認証申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 褒の会

## 3 代表者の氏名

澤 畑 良 夫

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県潮来市牛堀116番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、日常生活に困った問題が生じた高齢者や障害者に対して、地域社会で安心して生活するための福祉活動を行い、福祉増進と明るく不安のない町づくりの推進を目的とする。

~~~~~

家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第5項により公示する。

平成15年3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発 生 場 所	発生年月日	転 帰
ヨ－ネ病	牛	患 畜	3 頭	岩間町土師	平成15年 3月6日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分
ヨ－ネ病	牛	患 畜	1 頭	茨城町大戸	平成15年 3月6日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

~~~~~

## 基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量（日本列島精密測地網高精度三次元測量）
- 3 作業終了日 平成15年 2月28日
- 4 作業地域 水戸市，日立市，土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，東茨城郡茨城町，美野里町，内原町，西茨城郡友部町，那珂郡東海村，多賀郡十王町，稲敷郡江戸崎町，美浦村，阿見町，桜川村，東町，新治郡千代田町，北相馬郡藤代町

## 都市公園の区域の変更

次のように都市公園の区域を変更するので、茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

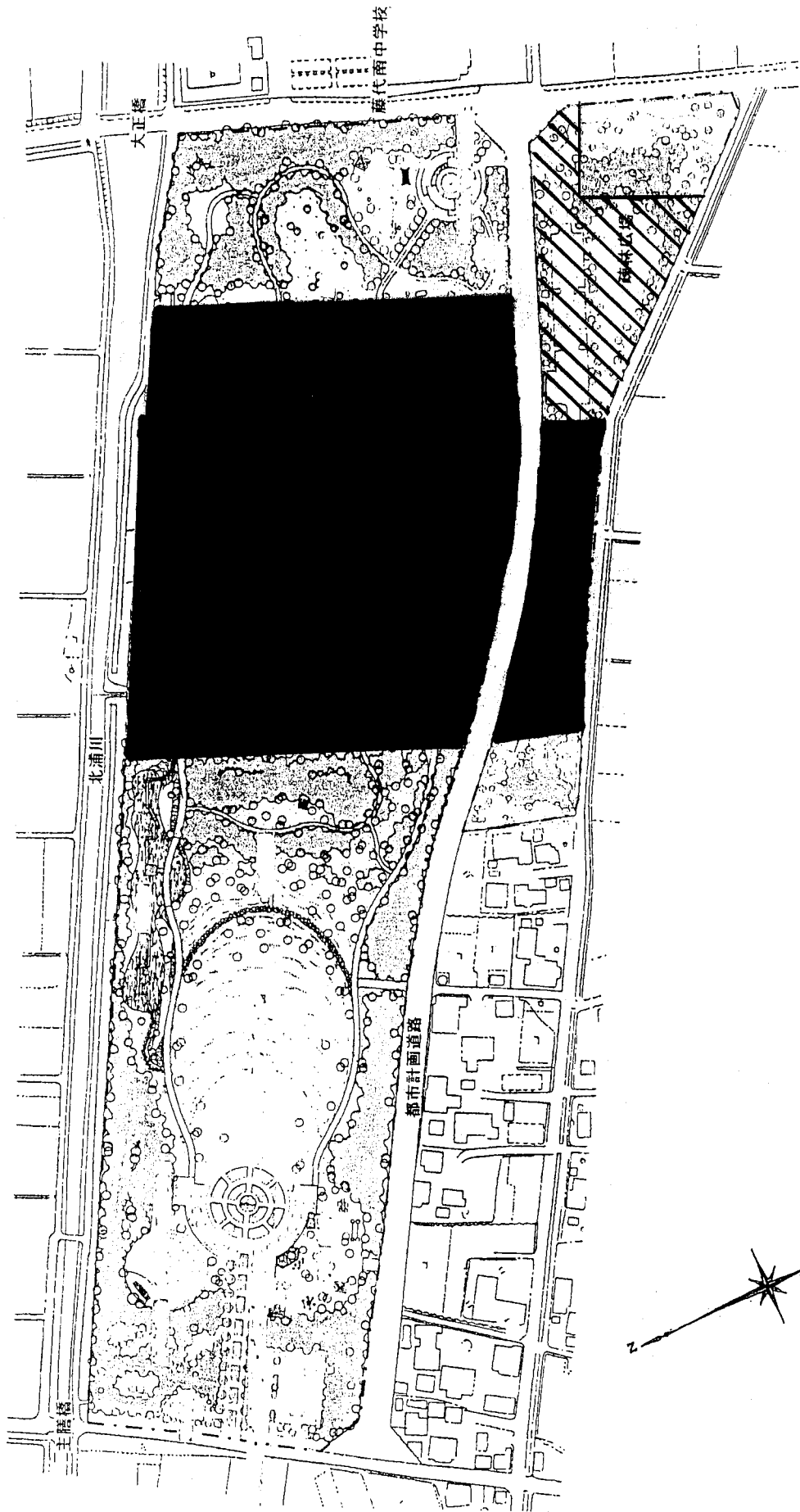
平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 北浦川緑地
- 2 位 置 北相馬郡藤代町大字中田地内
- 3 変更に係る区域 別紙図面のとおり
- 4 敷地面積 (変更前) 4.4ヘクタール  
(変更後) 5.5ヘクタール
- 5 変更に係る区域の供用開始の期日

平成15年 4月 1日

# 北浦川緑地



| 凡 例        |  |
|------------|--|
| 都市公園既供用区域  |  |
| 都市公園追加供用区域 |  |

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字下原字池向376番2の一部、376番3

## 2 事業主の住所及び氏名

千葉県柏市中央町2番7号

株式会社 シー・アンド・アイ

代表取締役 坂 巻 龍 治

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第1工区)

西茨城郡七会村大字小勝字古屋敷233番1の一部、字川又前553番の一部、字川シマ996番の一部、同番1の一部、997番1の一部、同番2の一部、同番3の一部、同番4の一部、同番5、998番の一部、1001番の一部、1002番1の一部、同番2の一部、同番3の一部、同番4の一部、同番5の一部、同番7、同番8の一部、同番9の一部、1003番1の一部、同番4の一部、同番5の一部、1005番1の一部、同番4、同番5の一部、1006番、1007番、字川嶋1008番、同番1の一部、字川シマ1011番1、同番2、同番3、1013番1の一部、同番5、1014番4の一部、同番8の一部、同番9、同番10、同番11、同番12、同番13、同番15の一部、同番16、同番17の一部、字川嶋1037番8、字川シマ1038番の一部、1039番の一部、1040番、1043番2の一部、字川嶋1044番1の一部、同番2、同番3、同番4、同番5、1046番1、字川シマ1047番1、同番2の一部、同番3の一部、同番4の一部、同番5、同番6の一部、同番7の一部、同番8の一部、1048番2の一部、1049番3

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区信濃町32番地

創価学会

代表役員 森 田 一 哉

## 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年 3月20日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号            | 指定年月日       | 申 請 者                        |                   | 道 路 の 位 置           | 道路の幅員及び延長    |                |
|-----------------|-------------|------------------------------|-------------------|---------------------|--------------|----------------|
|                 |             | 氏 名                          | 住 所               |                     | 幅 員          | 延 長            |
| 鹿総建指令<br>第 66 号 | 平成15年 3月10日 | 株式会社<br>三和<br>代表取締役<br>信田 洋佑 | 鹿嶋市神向寺129番<br>地 1 | 鹿嶋市大字青塚字砂<br>906番 2 | メートル<br>6.22 | メートル<br>100.00 |

---

正 誤

---

平成15年 3月 6日付け茨城県報第1446号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行          | 誤                               | 正                               |
|-----|------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 1   | 下から<br>5行目 | 理容師                             | 美容師                             |
| 17  | 下から<br>4行目 | 理容師                             | 美容師                             |
| 17  | 下から<br>3行目 | 理容師                             | 美容師                             |
| 17  | 下から<br>3行目 | 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条<br>の4第2項 | 美容師法（昭和32年法律第163号）第12条<br>の3第2項 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)